

平成27年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第2518号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・京都地方裁判所平成25年(ワ)第3837号)

口頭弁論終結日 平成27年2月10日

判 決

山梨県

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

瀧 康 暢

武 川 真 弓

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

村 田 賢 二

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

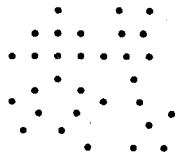
第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、188万6548円及びこれに対する平成17年8月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人との継続的な金銭消費貸借取引によって発生した過払金(不当利得金)及びこれに対する利息の支払を求めらる事案である。

原審は、控訴人の請求を、153万3374円及びこれに対する平成17年



8月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余は理由がないとして棄却したので、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 当事者の主張

(1) 請求原因

ア 取引経過

被控訴人は、貸金業の規制等に関する法律(平成18年法第115号による改正前のもの、以下「貸金業法」という。)による登録をした貸金業者であり、消費者金融を業とする会社である。

控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法が定める上限利率(以下「上限利率」という。)を超える利息及び遅延損害金(以下「超過利息等」という。)の支払を合意した上で、継続的な金銭消費貸借取引として、原判決別表3の「年月日」、「借入金額」、「弁済額」の各欄に記載のとおり貸付と弁済を繰り返してきた(以下「本件取引」という。)

イ 過払金

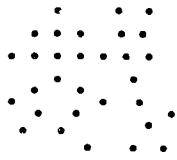
控訴人と被控訴人との利息及び遅延損害金の合意のうち上限利率を超える部分は無効であり、引直し計算により元本完済となった後の弁済は過払金(不当利得)となる。

ウ 法定利息

被控訴人は、本件取引において、超過利息等を受領することができないことを知りながら弁済を受領しており、過払金の発生について悪意であったから、民法704条所定の「悪意の受益者」として、法定利息の支払義務を負う。

エ 充当計算

過払金及び法定利息は、新たな貸付との間で当然に充当関係が生じ、新たな貸付は、法定利息、過払金の順に充当される。



引直し計算に加え、充当計算を行うと、本件取引の終了日において、原判決別表3の「残元金」欄に記載の過払金が存する。

オ よって、控訴人は、被控訴人に対し、上記過払金の返還を求めるとともに、民法704条に基づき、本件取引の終了日以降の法定利息の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否

ア 請求原因アの事実は認める。

イ 請求原因イの主張は認める。ただし、仮に、過払金と新たな貸付を当然充当した結果として、貸付残額が10万円以上から10万円未満となるのであれば、最高裁判所平成25年7月18日第一小法廷判決の説示に従い、上限利率を年18パーセントから年20パーセントに変更して引直し計算をしなければならない。

ウ 請求原因ウの事実は否認する。被控訴人は、本件取引において、貸付の都度、貸金業法17条所定の事項が記載された書面（以下「17条書面」という。）を控訴人に交付し、弁済受領の都度、貸金業法18条所定の事項が記載された書面（以下「18条書面」という。）を控訴人に交付していた。被控訴人は、貸金業法43条1項所定の要件を充たしているものと信じて、すなわち超過利息等の返還義務を負わないものと信じて営業を続けていたのであり、悪意の受益者ではない。

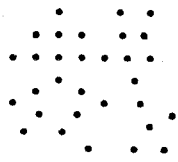
なお、被控訴人は、悪意の受益者ではないから、現存利益を超えて過払金の返還義務を負わない。

エ 請求原因エの主張は争う。

(3) 被控訴人の主張

ア 充当計算について

本件取引は、原判決別表Dのとおり、基本契約を異にする甲取引と乙取引に区分される。金銭消費貸借取引は、基本契約が異なれば別個の取引と



なる。したがって、甲取引によって発生した過払金は、乙取引における貸付とは充当関係に立たない。

甲取引において発生した過払金は、その後の新たな貸付に充当されて消滅する可能性がなくなり、取引が終了した平成14年6月20日に金額が確定して権利行使が可能になった金銭債権となり、消滅時効の進行が始まる。そして、本件訴訟提起までに10年の消滅時効期間が経過することにより、甲取引において発生した過払金債権は消滅した。被控訴人は、上記消滅時効を援用する。

イ 引直し計算について

控訴人は、甲取引において平成6年4月22日に弁済期が到来した分割金の支払を怠り、乙取引において平成14年10月21日に弁済期が到来した分割金の支払を怠り、それぞれ期限の利益を失った。したがって、上記各弁済期の翌日以降の引直し計算は、すべて遅延損害金の上限利率を用いて行うべきである。

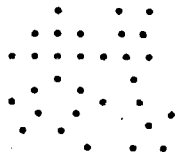
ウ 弁済の抗弁

被控訴人は、控訴人に対し、本訴請求に係る過払金及びこれに対する利息として、平成26年9月1日に222万9693円を、平成27年1月19日に52万3403円をそれぞれ支払った。

(4) 被控訴人の主張に対する控訴人の認否及び反論

ア 被控訴人の主張アは争う。甲取引も乙取引も、一定の貸付極度額の範囲内で繰り返し貸付が受けられること及びリボルビング方式で定期的な弁済を行うことを合意して行われた同種の金銭消費貸借取引である。したがって、充当計算を行う場合、両取引を連続性のある1個の取引として取り扱うのが相当である。

イ 被控訴人の主張イは争う。被控訴人は、期限の利益の喪失があったとして約定残債務の一括弁済を求めることなどなかった。それにもかかわらず、



被控訴人が、本件訴訟になってから、期限の利益の喪失があったとの主張を行うことは、信義則に反する。

ウ 被控訴人の主張ウの弁済の抗弁は認める。

第3 当裁判所の判断

1 事実関係について

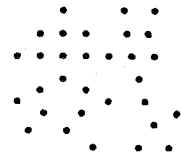
(1) 請求原因アの事実は、当事者間に争いがない。この争いがない事実に、証拠（甲3の2，乙C1，2，乙C3の1・2，乙C4～6，乙C7の1～3，乙C8の1～15，乙C9～15）と弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

ア 控訴人は、平成5年11月29日、被控訴人との間で、継続的な金銭消費貸借取引を行うための基本契約を締結し、金銭消費貸借取引を開始した。この基本契約は、担保を供することなく、貸付極度額の範囲内で繰り返し貸付を受けることを定めるほか、上限利率を超える利息及び遅延損害金を支払うことや弁済方法を定めるものであった。

上記基本契約は、控訴人が約定の弁済を遅滞したときは当然に期限の利益を失い、残債務を直ちに一括弁済すべき特約（以下「期限利益喪失特約」という。）を含んでいた。

控訴人は、上記基本契約を締結した後、原判決別表3の番号1～113の「年月日」，「借入金額」，「弁済額」の各欄に記載のとおり借入と弁済を繰り返した（甲取引）。

イ 控訴人は、平成14年6月20日、被控訴人との間で、不動産担保貸付を受けるための基本契約を締結し、自己の所有不動産に根抵当権を設定した。この基本契約も、貸付極度額の範囲内で繰り返し貸付を受けることを定めるほか、上限利率を超える利息及び遅延損害金を支払うことや弁済方法を定めるものであった。この基本契約は、期限利益喪失特約を含んでいた。



被控訴人は、上記の新たな基本契約に基づき、不動産担保融資として、控訴人に400万円を貸し付け、このうちから甲取引の約定残債務51万1220円の弁済を受けた。

控訴人は、上記の新たな基本契約を締結した後、原判決別表3の番号115～167の「年月日」、「借入金額」、「弁済額」の各欄に記載のとおり借入と弁済を繰り返した（乙取引）。

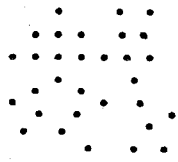
ウ 控訴人は、約定の弁済を遅滞することがあった。そのときには、被控訴人は、期限利益喪失特約により期限の利益が失われたとして遅延損害金の支払を受ける場合があった。しかし、被控訴人は、遅滞しても弁済がされれば期限の利益を再付与し、その後は利息の支払を受けた。期限の利益再付与の後に弁済の遅滞があった場合も同様の取扱いが繰り返された。

被控訴人は、甲取引において、平成6年4月25日支払分につき3日分の遅延損害金の支払を、平成8年6月21日支払分につき1日分の遅延損害金の支払を、平成10年12月7日支払分につき17日分の遅延損害金の支払をそれぞれ受けたが、その後は期限の利益を再付与して利息の支払を受けた。

(2) 控訴人と被控訴人との間の取引計算書（甲3の2）の「内、遅延日数」欄には、乙取引についても、記載のある部分がある。

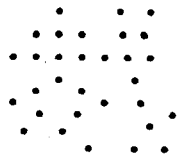
ところが、上記「内、遅延日数」欄に対応する「損害金」欄に各記載の金額が、遅延損害金の約定利率によって計算される金額より著しく少ないことからすると、当然に期限の利益を喪失するという約定に従った取扱いがされなかったと考えるほかない。約定に従った取扱いがされなかったということは、被控訴人による個別的な弁済の猶予がされたと認めるほかないから、上記「内、遅延日数」欄の日数について遅延損害金が発生したとすることはできない。

2 過払金の発生について



- (1) 控訴人と被控訴人の利息合意のうち上限利率（原判決別表3の利率欄に各記載の割合である。）を超える部分は無効である。被控訴人は、充当計算によって貸付残額が減少した場合に超過利息等となる範囲も変更されると主張するが、その主張を採用することはできない。最高裁判所平成25年7月18日第一小法廷判決は、事案を異にするものである。
 - (2) 期限利益喪失特約の下での超過利息等の支払は、貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とすることはできないから、被控訴人は、本件取引において、超過利息等を受領したことにより発生した過払金（不当利得）の返還義務を負う。
 - (3) 被控訴人は、控訴人が1回弁済を遅滞した後は、すべて遅延損害金の上限利率を用いて引直し計算をすべき旨主張するが、前記1認定のとおり、被控訴人は、遅滞しても弁済がされれば期限の利益を再付与し、その後は利息の支払を受けているのであるから、実際に遅延損害金の支払を受けた日数以外は利息の上限利率により引直し計算をすれば足りるというべきであって、被控訴人の上記主張は採用することができない。そして、被控訴人が実際に遅延損害金の支払を受けた日数のみについて遅延損害金の発生を考慮して引直し計算をすることが、信義則に反するということができない。
- 3 甲取引と乙取引を一連の取引として充当計算をすることができるかどうかについて

前記1の認定事実によると、甲取引と乙取引とでは、甲取引が無担保の取引であるのに対し、乙取引は、不動産担保取引であるので、この点が異なっており、約定利率も異なっている（甲3の2）。しかし、甲取引も乙取引も、貸付極度額の範囲内で貸付と弁済を繰り返す取引であること、乙取引は、甲取引の終了日に開始されており、乙取引の貸付金から甲取引の残債務が弁済されていること、甲取引と乙取引で、口座番号やカード番号は同一であり、カードの失効手続はとられていないこと（乙C3の1・2、乙C4、乙C7の1～3、弁



論の全趣旨)、約定利率が異なるのは、無担保の取引から不動産担保取引に変わったことによるものと考えられることからすると、甲取引と乙取引は基本契約は異にするものの、継続的な一連の取引として、甲取引、乙取引を通して充当計算をすることができるというべきである。最高裁判所平成24年9月11日第三小法廷判決は、事案を異にするというべきである。

そして、甲取引と乙取引は、継続的な一連の取引として、これらを通して充当計算をすることができるのであるから、甲取引について消滅時効が成立することもないというべきである。

4 法定利息の支払義務等について

貸金業法43条1項の適用要件がない超過利息等を受領し続けた結果として過払金が発生した場合、貸金業者は、原則として、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち悪意の受益者と推定される。ただし、貸金業者は、受領した超過利息等に貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そう認識するについてやむを得ないといえる特段の事情がある場合には、悪意の受益者であるとの推定を免れると解するのが相当である。

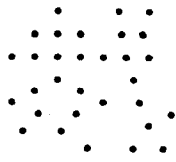
しかし、被控訴人は、控訴人に対して、17条書面及び18条書面を交付したことについて、一部の取引についてのATMジャーナルや「ご利用明細書兼領収書」、契約書のサンプルを提出して概括的な立証をするのみであるから、いまだ、悪意の受益者であるとの推認を覆すに足りる特段の事情の立証がされたと認めることはできない。

したがって、被控訴人は、本件取引で発生した過払金に関し、悪意の受益者として法定利息の支払義務を負う。

また、被控訴人が、現存利益を超えて過払金の返還義務を負わないということもない。

5 充当計算について

継続的な金銭消費貸借取引において発生した過払金及び法定利息は、その後



に生じる新たな貸付と充当関係に立ち、新たな貸付は、法定利息、過払金の順に充当される。

本件取引について、平成6年4月25日支払分につき3日分の遅延損害金、平成8年6月21日支払分につき1日分の遅延損害金の発生を考慮して、甲取引と乙取引を通じて、引直し計算に加え、必要に応じて充当計算を行うと、被控訴人には、本判決別紙計算書のとおり過払金188万5125円とこれに対する平成17年8月3日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払義務が存したことになる。なお、平成10年12月7日支払分については、過払になっているので、17日分の遅延損害金の発生は考慮しない。

6 弁済について

(1) 被控訴人が、控訴人に対し、本訴請求に係る過払金及びこれに対する利息の支払として、平成26年9月1日に222万9693円を、平成27年1月19日に52万3403円をそれぞれ支払ったことは、当事者間に争いがない。

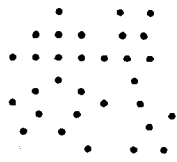
なお、上記平成26年9月1日の支払は、本件訴訟の第1審判決後に、平成27年1月19日の支払は、本件訴訟の控訴審の口頭弁論終結後再開前にされたものである（裁判所に顕著な事実）。

(2) 過払金188万5125円に対する平成17年8月3日から平成26年9月1日までの利息の額は、下記のとおり85万6053円であるので、上記222万9693円は、まずこの利息に充当され、残額の137万3640円を過払金に充当すると、過払金の残額は51万1485円となる

記

$$188万5125円 \times 0.05 \times 9 \text{ (年)} + 188万5125円 \times 0.05 \div 365 \text{ (日)} \times 30 \text{ (日)} = 84万8306円 + 7747円 = 85万6053円$$

(3) 過払金の残額51万1485円に対する平成26年9月2日から平成27



年1月19日までの利息の額は、下記のとおり9809円であるので、上記52万3403円は、まずこの利息に充当され、残額を過払金に充当すると、過払金、利息共に現在は存しないことになる。

記

$$51万1485円 \times 0.05 \div 365（日） \times 140（日） = 9809円$$

7 結論

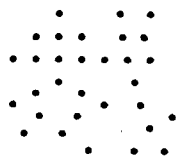
以上のとおり、控訴人の請求はその全部について理由がないのであるが、控訴人のみが控訴しており、被控訴人は控訴や附帯控訴をしていないので、本件控訴を棄却することとし、控訴費用については、民訴法62条により、被控訴人の負担とすることとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 森 義 之

裁判官 井 上 一 成

裁判官 金 地 香 枝



計 算 書

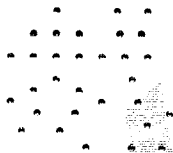
(別紙)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息等	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H5. 11. 29	200,000	0	0.18				200,000		
2	H5. 12. 20	0	11,000	0.18	22	2,169	0	191,169	0	0
3	H6. 1. 20	0	11,000	0.18	31	2,922	0	183,091	0	0
4	H6. 2. 21	0	11,000	0.18	32	2,889	0	174,980	0	0
5	H6. 3. 22	0	11,000	0.18	29	2,502	0	166,482	0	0
6	H6. 4. 22	0	0	0.18	31	2,545	2,545	166,482	0	0
7	H6. 4. 25	0	11,080	0.36	3	492	0	158,439	0	0
8	H6. 5. 20	0	11,000	0.18	25	1,953	0	149,392	0	0
9	H6. 6. 20	0	11,000	0.18	31	2,283	0	140,675	0	0
10	H6. 7. 20	0	11,000	0.18	30	2,081	0	131,756	0	0
11	H6. 8. 22	0	11,000	0.18	33	2,144	0	122,900	0	0
12	H6. 9. 20	0	11,000	0.18	29	1,757	0	113,657	0	0
13	H6. 10. 20	0	11,000	0.18	30	1,681	0	104,338	0	0
14	H6. 11. 14	0	3,870	0.18	25	1,286	0	101,754	0	0
15	H6. 11. 14	366,000	0	0.18	0	0	0	467,754	0	0
16	H6. 11. 21	0	3,092	0.18	7	1,614	0	466,276	0	0
17	H6. 12. 20	0	22,692	0.18	29	6,668	0	450,252	0	0
18	H7. 1. 19	0	22,692	0.18	30	6,661	0	434,221	0	0
19	H7. 2. 20	0	22,692	0.18	32	6,852	0	418,381	0	0
20	H7. 3. 9	32,000	0	0.18	17	3,507	3,507	450,381	0	0
21	H7. 3. 20	0	22,692	0.18	11	2,443	0	433,639	0	0
22	H7. 4. 20	0	22,692	0.18	31	6,629	0	417,576	0	0
23	H7. 5. 22	0	22,000	0.18	32	6,589	0	402,165	0	0
24	H7. 6. 19	0	22,000	0.18	28	5,553	0	385,718	0	0
25	H7. 7. 19	44,000	0	0.18	30	5,706	5,706	429,718	0	0
26	H7. 7. 20	0	22,400	0.18	1	211	0	413,235	0	0
27	H7. 8. 21	0	22,692	0.18	32	6,521	0	397,064	0	0
28	H7. 9. 20	0	22,400	0.18	30	5,874	0	380,538	0	0
29	H7. 10. 20	0	22,400	0.18	30	5,629	0	363,767	0	0
30	H7. 11. 20	0	22,400	0.18	31	5,561	0	346,928	0	0
31	H7. 12. 20	0	22,400	0.18	30	5,132	0	329,660	0	0
32	H8. 1. 22	0	22,400	0.18	33	5,355	0	312,615	0	0
33	H8. 2. 20	0	22,400	0.18	29	4,458	0	294,673	0	0
34	H8. 3. 21	0	22,400	0.18	30	4,347	0	276,620	0	0
35	H8. 4. 22	0	22,400	0.18	32	4,353	0	258,573	0	0
36	H8. 5. 20	0	22,400	0.18	28	3,560	0	239,733	0	0
37	H8. 6. 20	0	0	0.18	31	3,654	3,654	239,733	0	0
38	H8. 6. 21	0	22,400	0.36	1	235	0	221,222	0	0
39	H8. 7. 22	0	22,400	0.18	31	3,372	0	202,194	0	0
40	H8. 8. 20	0	22,400	0.18	29	2,883	0	182,677	0	0
41	H8. 9. 20	0	22,400	0.18	31	2,785	0	163,062	0	0
42	H8. 10. 21	0	22,400	0.18	31	2,486	0	143,148	0	0
43	H8. 11. 20	191,000	0	0.18	30	2,112	2,112	334,148	0	0
44	H8. 11. 20	0	17,399	0.18	0	0	0	318,861	0	0
45	H8. 12. 20	0	22,400	0.18	30	4,704	0	301,165	0	0
46	H9. 1. 20	0	22,400	0.18	31	4,599	0	283,364	0	0
47	H9. 2. 20	0	22,400	0.18	31	4,331	0	265,295	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息等	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H9. 3. 21	0	22,400	0.18	29	3,794	0	246,689	0	0
49	H9. 4. 21	0	22,400	0.18	31	3,771	0	228,060	0	0
50	H9. 4. 22	70,000	0	0.18	1	112	112	298,060	0	0
51	H9. 5. 20	0	22,400	0.18	28	4,115	0	279,887	0	0
52	H9. 6. 20	0	22,400	0.18	31	4,278	0	261,765	0	0
53	H9. 7. 22	0	22,400	0.18	32	4,130	0	243,495	0	0
54	H9. 7. 28	35,000	0	0.18	6	720	720	278,495	0	0
55	H9. 8. 20	0	22,400	0.18	23	3,158	0	259,973	0	0
56	H9. 9. 22	0	22,400	0.18	33	4,230	0	241,803	0	0
57	H9. 10. 20	0	22,400	0.18	28	3,338	0	222,741	0	0
58	H9. 11. 20	0	22,400	0.18	31	3,405	0	203,746	0	0
59	H9. 12. 22	0	22,400	0.18	32	3,215	0	184,561	0	0
60	H10. 1. 20	0	22,400	0.18	29	2,639	0	164,800	0	0
61	H10. 2. 20	0	22,400	0.18	31	2,519	0	144,919	0	0
62	H10. 3. 20	0	22,400	0.18	28	2,001	0	124,520	0	0
63	H10. 4. 20	0	22,400	0.18	31	1,903	0	104,023	0	0
64	H10. 5. 20	0	22,400	0.18	30	1,538	0	83,161	0	0
65	H10. 6. 22	0	22,400	0.18	33	1,353	0	62,114	0	0
66	H10. 7. 21	0	22,400	0.18	29	888	0	40,602	0	0
67	H10. 8. 20	0	22,400	0.18	30	600	0	18,802	0	0
68	H10. 9. 21	0	22,400	0.18	32	296	0	-3,302	0	0
69	H10. 10. 20	0	22,400	0.18	29	0	0	-25,702	-13	-13
70	H10. 11. 20	0	0	0.18	31	0	0	-25,702	-109	-122
71	H10. 12. 7	0	22,400	0.36	17	0	0	-48,102	-59	-181
72	H10. 12. 21	0	22,400	0.18	14	0	0	-70,502	-92	-273
73	H11. 1. 20	0	22,400	0.18	30	227	0	-92,902	-289	-562
74	H11. 2. 22	0	22,400	0.18	33	0	0	-115,302	-419	-981
75	H11. 3. 23	0	22,400	0.18	29	0	0	-137,702	-458	-1,439
76	H11. 4. 20	0	22,400	0.18	28	0	0	-160,102	-528	-1,967
77	H11. 5. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-182,502	-657	-2,624
78	H11. 6. 18	0	22,400	0.18	29	0	0	-204,902	-725	-3,349
79	H11. 7. 19	0	22,400	0.18	31	0	0	-227,302	-870	-4,219
80	H11. 8. 18	0	22,400	0.18	30	0	0	-249,702	-934	-5,153
81	H11. 9. 20	0	22,400	0.18	33	0	0	-272,102	-1,128	-6,281
82	H11. 10. 19	0	22,400	0.18	29	0	0	-294,502	-1,080	-7,361
83	H11. 11. 19	0	22,400	0.18	31	0	0	-316,902	-1,250	-8,611
84	H11. 12. 20	0	22,400	0.18	31	0	0	-339,302	-1,345	-9,956
85	H12. 1. 20	0	22,400	0.18	31	0	0	-361,702	-1,438	-11,394
86	H12. 2. 21	0	22,400	0.18	32	0	0	-384,102	-1,581	-12,975
87	H12. 3. 13	465,000	0	0.18	21	0	0	66,822	-1,101	0
88	H12. 3. 21	0	22,400	0.18	8	262	0	44,684	0	0
89	H12. 4. 20	0	22,400	0.18	30	659	0	22,943	0	0
90	H12. 5. 22	0	22,400	0.18	32	361	0	904	0	0
91	H12. 6. 20	0	22,400	0.18	29	12	0	-21,484	0	0
92	H12. 7. 21	0	22,400	0.18	31	0	0	-43,884	-90	-90
93	H12. 8. 21	0	22,400	0.18	31	0	0	-66,284	-185	-275
94	H12. 9. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-88,684	-271	-546
95	H12. 10. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-111,084	-363	-909
96	H12. 11. 20	0	22,400	0.18	31	0	0	-133,484	-470	-1,379
97	H12. 12. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-155,884	-547	-1,926
98	H13. 1. 22	0	22,400	0.18	33	0	0	-178,284	-704	-2,630
99	H13. 2. 20	0	22,400	0.18	29	0	0	-200,684	-708	-3,338
100	H13. 3. 21	0	22,400	0.18	29	0	0	-223,084	-797	-4,135

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息等	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H13. 4. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-245,484	-916	-5,051
102	H13. 5. 1	179,000	0	0.18	11	0	0	-71,904	-369	0
103	H13. 5. 21	0	22,400	0.18	20	0	0	-94,304	-196	-196
104	H13. 6. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-116,704	-387	-583
105	H13. 7. 23	0	22,400	0.18	33	0	0	-139,104	-527	-1,110
106	H13. 8. 20	0	22,400	0.18	28	0	0	-161,504	-533	-1,643
107	H13. 9. 20	0	22,400	0.18	31	0	0	-183,904	-685	-2,328
108	H13. 10. 22	0	22,400	0.18	32	0	0	-206,304	-806	-3,134
109	H13. 11. 19	0	22,400	0.18	28	0	0	-228,704	-791	-3,925
110	H13. 12. 20	0	22,400	0.18	31	0	0	-251,104	-971	-4,896
111	H14. 1. 21	0	22,400	0.18	32	0	0	-273,504	-1,100	-5,996
112	H14. 2. 20	0	22,400	0.18	30	0	0	-295,904	-1,123	-7,119
113	H14. 3. 20	0	22,400	0.18	28	0	0	-318,304	-1,134	-8,253
114	H14. 4. 22	0	22,400	0.18	33	0	0	-340,704	-1,438	-9,691
115	H14. 4. 23	143,000	0	0.18	1	0	0	-207,441	-46	0
116	H14. 5. 20	0	11,898	0.18	27	0	0	-219,339	-767	-767
117	H14. 6. 20	0	511,220	0.18	31	0	0	-730,559	-931	-1,698
118	H14. 6. 20	4,000,000	0	0.15	0	0	0	3,267,743	0	0
119	H14. 6. 20	0	85,000	0.15	0	0	0	3,182,743	0	0
120	H14. 7. 15	0	75,000	0.15	25	32,699	0	3,140,442	0	0
121	H14. 8. 14	0	76,767	0.15	30	38,717	0	3,102,392	0	0
122	H14. 9. 13	0	76,535	0.15	30	38,248	0	3,064,105	0	0
123	H14. 10. 17	0	74,325	0.15	34	42,813	0	3,032,593	0	0
124	H14. 10. 28	0	15,575	0.15	11	13,708	0	3,030,726	0	0
125	H14. 11. 20	0	73,884	0.15	23	28,646	0	2,985,488	0	0
126	H14. 12. 20	0	73,660	0.15	30	36,807	0	2,948,635	0	0
127	H15. 1. 20	0	75,383	0.15	31	37,564	0	2,910,816	0	0
128	H15. 2. 20	0	75,150	0.15	31	37,082	0	2,872,748	0	0
129	H15. 3. 20	0	69,119	0.15	28	33,056	0	2,836,685	0	0
130	H15. 4. 21	0	76,611	0.15	32	37,304	0	2,797,378	0	0
131	H15. 5. 20	0	70,617	0.15	29	33,338	0	2,760,099	0	0
132	H15. 6. 3	179,000	0	0.15	14	15,880	15,880	2,939,099	0	0
133	H15. 6. 16	0	68,685	0.15	13	15,702	0	2,901,996	0	0
134	H15. 7. 22	0	86,707	0.15	36	42,933	0	2,858,222	0	0
135	H15. 8. 20	0	72,546	0.15	29	34,063	0	2,819,739	0	0
136	H15. 9. 22	0	80,236	0.15	33	38,240	0	2,777,743	0	0
137	H15. 10. 20	0	70,142	0.15	28	31,963	0	2,739,564	0	0
138	H15. 11. 20	0	75,818	0.15	31	34,901	0	2,698,647	0	0
139	H15. 12. 6	90,000	0	0.15	16	17,744	17,744	2,788,647	0	0
140	H15. 12. 22	0	78,258	0.15	16	18,336	0	2,746,469	0	0
141	H16. 1. 20	0	72,764	0.15	29	32,670	0	2,706,375	0	0
142	H16. 2. 20	0	76,515	0.15	31	34,384	0	2,664,244	0	0
143	H16. 3. 22	0	76,213	0.15	31	33,849	0	2,621,880	0	0
144	H16. 3. 23	0	100	0.15	1	1,074	974	2,621,880	0	0
145	H16. 4. 20	0	72,111	0.15	28	30,087	0	2,580,830	0	0
146	H16. 4. 27	76,000	0	0.15	7	7,404	7,404	2,656,830	0	0
147	H16. 5. 20	0	74,729	0.15	23	25,043	0	2,614,548	0	0
148	H16. 6. 21	0	78,775	0.15	32	34,289	0	2,570,062	0	0
149	H16. 6. 30	30,000	0	0.15	9	9,479	9,479	2,600,062	0	0
150	H16. 7. 20	0	72,859	0.15	20	21,311	0	2,557,993	0	0
151	H16. 8. 4	15,000	0	0.15	15	15,725	15,725	2,572,993	0	0
152	H16. 8. 20	0	76,762	0.15	16	16,872	0	2,528,828	0	0
153	H16. 9. 9	0	121	0.15	20	20,728	20,607	2,528,828	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息等	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H16.10.15	0	79,024	0.15	36	37,310	0	2,507,721	0	0
155	H16.10.29	0	110	0.15	14	14,388	14,278	2,507,721	0	0
156	H16.11.22	0	72,864	0.15	24	24,666	0	2,473,801	0	0
157	H16.12.22	0	80,612	0.15	30	30,415	0	2,423,604	0	0
158	H17.1.21	0	71,000	0.15	30	29,855	0	2,382,459	0	0
159	H17.2.28	0	76,000	0.15	38	37,205	0	2,343,664	0	0
160	H17.3.9	0	80,000	0.15	9	8,668	0	2,272,332	0	0
161	H17.3.9	105,000	0	0.15	0	0	0	2,377,332	0	0
162	H17.3.28	0	72,187	0.15	19	18,562	0	2,323,707	0	0
163	H17.4.20	0	73,000	0.15	23	21,963	0	2,272,670	0	0
164	H17.4.20	32,000	0	0.15	0	0	0	2,304,670	0	0
165	H17.5.20	0	75,000	0.15	30	28,413	0	2,258,083	0	0
166	H17.5.20	15,000	0	0.15	0	0	0	2,273,083	0	0
167	H17.7.15	0	79,285	0.15	56	52,312	0	2,246,110	0	0
168	H17.7.26	0	75,000	0.15	11	10,153	0	2,181,263	0	0
169	H17.7.26	33,000	0	0.15	0	0	0	2,214,263	0	0
170	H17.8.2	0	4,105,757	0.15	7	6,369	0	-1,885,125	0	0
171				0.15	0	0	0	0	0	0
172				0.15	0	0	0	0	0	0
173				0.15	0	0	0	0	0	0
174				0.15	0	0	0	0	0	0
175				0.15	0	0	0	0	0	0
176				0.15	0	0	0	0	0	0
177				0.15	0	0	0	0	0	0
178				0.15	0	0	0	0	0	0
179				0.15	0	0	0	0	0	0
180				0.15	0	0	0	0	0	0
181				0.15	0	0	0	0	0	0
182				0.15	0	0	0	0	0	0
183				0.15	0	0	0	0	0	0
184				0.15	0	0	0	0	0	0
185				0.15	0	0	0	0	0	0
186				0.15	0	0	0	0	0	0
187				0.15	0	0	0	0	0	0
188				0.15	0	0	0	0	0	0
189				0.15	0	0	0	0	0	0
190				0.15	0	0	0	0	0	0
191				0.15	0	0	0	0	0	0
192				0.15	0	0	0	0	0	0
193				0.15	0	0	0	0	0	0
194				0.15	0	0	0	0	0	0
195				0.15	0	0	0	0	0	0
196				0.15	0	0	0	0	0	0
197				0.15	0	0	0	0	0	0
198				0.15	0	0	0	0	0	0
199				0.15	0	0	0	0	0	0
200				0.15	0	0	0	0	0	0
201				0.15	0	0	0	0	0	0
202				0.15	0	0	0	0	0	0
203				0.15	0	0	0	0	0	0
204				0.15	0	0	0	0	0	0
205				0.15	0	0	0	0	0	0
206				0.15	0	0	0	0	0	0



これは正本である。

平成27年2月26日

大阪高等裁判所第14民事部

裁判所書記官

野 島 晋

